

## 社会福祉法人三芳町社会福祉協議会福祉車両貸出要領

平成20年11月17日  
要領 第 29 号

### (目 的)

第1条 この要領は、三芳町社会福祉協議会車両運行規程第8条に係わる使用料金についての運用を定めることを目的とする。

### (貸出に係わる燃料費)

第2条 貸出を行った車両に係わる燃料費は使用者負担とするが、費用の請求額については、下記の方法により算出する。

- (1) 運行距離1キロメートルにつき10円とする。
- (2) 運行距離に端数が生じた場合は切り上げた数により算出する。

### (貸出に係わる有料道路料金等)

第3条 貸出を行った車両に係わる有料道路料金及び、駐車場料金については、その実額を使用者が負担する。

### (委 任)

第4条 この要領に定めるものほか、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成20年11月17日から適用する。